

令和3年9月29日（水）

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による 地域福祉振興施設の夜間帯貸出再開について

緊急事態宣言の解除に伴い、令和3年10月1日利用分から、夜間の貸出を再開いたします。但し、東京都におけるリバウンド措置の実施に基づき、貸出時間は午後9時までとさせていただきます。  
※貸出時間短縮による使用料の減免はございません。

ご利用の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

### 【注 意】

- 取消の手続きは施設側で行います。施設予約システム上からご自身で取消さないでください。
- また、窓口で使用料を現金で納めた方は、使用する施設の窓口「使用承認書」と「領収証」「印鑑」を持参して手続きしてください。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 夜間帯貸出<br>午後9時まで | 令和3年10月1日（金）<br>～10月24日（日）                                 |
| 取消の取り扱い         | 施設側で、取消料なしで取消いたします。<br>（窓口で使用料を納めていただいた方には、<br>全額還付いたします。） |

（上記以外の期間の対応について）

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 取消の取り扱い                           | 新型コロナウイルス対策を理由とする場合は、取消料なしで取消いたします。<br>➤取消を行う場合は、<br>必ず使用する施設へご連絡ください。 |
| 持参いただくもの<br>※窓口で使用料を納めて<br>いただいた方 | ■使用承認書<br>■領収書<br>■印鑑  |

※上記の取扱いは、今後の感染の拡大状況等を踏まえ、変更になる場合があります。  
ご不明な点は、各施設窓口へお問い合わせください。

文京福祉センター湯島 03-3814-9245